**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

2　児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条を附則第十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

**第十六条**　国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該国会職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第八十四号**

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」を「平成二十九年八月一日」に改め、同条第三号中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の下に「（平成二十四年法律第六十八号）」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十九年八月一日から施行する。

（国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置）

2　平成二十九年八月一日から社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

# 政　令

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百五十三号**

地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）を実施するため、この政令を制定する。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

**第一条**　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　教育公務員の範囲（第三条）
第三章　業務（第四条・第五条）
第四章　財務及び会計（第六条―第十一条）
第五章　特定地方独立行政法人における人事管理（第十二条―第十四条）
第六章　移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第十五条・第十六条）
第七章　公立大学法人に関する特例（第十七条―第三十条）
第八章　公営企業型地方独立行政法人に関する特例（第三十一条）
第九章　雑則（第三十二条・第三十三条）
附則

**第一章**　総則

第二条の次に次の章名を付する。

**第二章**　教育公務員の範囲

第三条を次のように改める。

**第三条**　法第十六条第二項に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

二　国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの